

土地区画整理事業 高田・今泉

第22号

区画整理ニュース



陸前高田市 建設部 都市計画課

1 高田地区・今泉地区 今後の事業の流れ(予定)について

高田地区第19回（令和3年4月21日）、今泉地区第20回（令和3年2月22日）土地区画整理審議会を開催しました。いずれも、換地計画について諮問し、承認されました。また、令和3年7月2日付けで高田地区、令和3年4月13日付けで今泉地区の換地計画が岩手県知事の認可を受けました。

高田・今泉地区における今後の事業の主な流れは、以下のとおり予定しています。

換地処分の通知

高田地区：R3. 8頃

今泉地区：R3. 6

換地処分の公告

高田地区：R4. 1頃

今泉地区：R3. 11頃

字界地番の変更(住所の変更)

高田地区：R4. 1頃

今泉地区：R3. 11頃

区画整理登記(登記閉鎖)

高田地区：R4. 1頃～5頃

今泉地区：R3.11頃～R4. 2頃

清算金事務（金額の通知 清算金徴収・交付）

高田地区：R4. 7以降

今泉地区：R4. 4以降

※上記のスケジュールは、関係機関との協議等により変動する場合があります。

土地登記や住所（連絡先）の変更は、当課にご連絡ください

土地区画整理事業の進捗に合わせ、重要な文書の送付やご連絡を行う頻度が増してきます。次のような場合は、所定の様式をお送りしますので届け出てください。

- 土地の売買や相続等による権利変動が生じた場合
- お引越しによる住所変更など連絡先に変更が生じた場合
（市民課に転居届を提出した後に、必ず都市計画課にもご連絡ください）
- 婚姻などにより氏名等に変更が生じた場合



2

土地区画整理事業地区内の土地の管理について（お願い）

《適正な管理をお願いします》

土地区画整理事業によりお引渡しした土地について、適正な管理をお願いします。

◇適正に管理しないと近隣住民に迷惑をかけるおそれがあります。

- ・雑草が繁茂し、害虫の発生や廃棄物の不法投棄場所になる可能性があります。
- ・火災発生の原因につながります。
- ・道路の見通しが悪くなり、交通事故の原因になります。



宅地の様子(R3.7.6撮影)

※ふるさと納税に土地の草刈り支援のメニューがございます。
ぜひご活用ください。

ふるさとチョイス 陸前高田市

検 索



3

被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期限のお知らせ

《申請期限：令和4年4月10日 ※今後延長はありません》

東日本大震災で居住する住宅が全壊・解体または大規模半壊被害を受けた世帯が、住宅の建設・購入（マンション及び中古住宅含む）・補修・賃貸（公営住宅を除く）により住宅再建した場合には加算支援金の申請ができます。

金額は①建設購入で150万円又は200万円、②補修で75万円又は100万円、③賃貸で37.5万円又は50万円です。

未申請の方は申請期限にお気をつけください。

問い合わせ先

建設部復興支援室（内線447）

お
問
い
合
わ
せ
先

事業施行者：

陸前高田市 都市計画課

〒029-2292

陸前高田市高田町字下和野1番地

TEL 0192-54-2111（代表）

（内線：432・433・434）

事業受託者：

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）

岩手・宮城震災復興支援本部 陸前高田復興支援事務所

〒029-2203

陸前高田市竹駒町字相川28-1

TEL 0192-53-2630